

2000年に地方分権一括法が施行されてから現在も地方分権に関する議論が続いている。地方分権によって、従来は中央政府が有していた政策決定の権限が地方政府に委譲されれば、地方政府は地域内の住民の要望に合わせて柔軟に政策決定を行えるようになる。

一方で、地方分権による地方政府への権限委譲は、政策決定主体が一国内に複数存在する状態への移行と捉えることもできる。ある

地方分権と政策競争

中央集権のもとでは生じなかつたことである。ここでは、一国内に政策決定者が複数存在することによって生じる政策競争の影響について考えてみたい。

地方政府間の政策競争には、競争を行う際の政策手段に応じてさまざまな形態が考えられる。例えば、企業誘致をめぐる法人税の引き下げ競争や公共支出の規模をめぐる競争などがあ

る。政策決定を行う際の地方政府の関心も、地域内の住民の満足や税収の最大化などさまざまなケースが想定されるが、以下では、地方政府は地域内住民の満足を考慮しながら政策決定を

たい移動元の地域や企業を誘致したい他の地域でも同様に税率の引き下げが行われるだろう。

このように、地方政府間で相互依存関係がある場合に地方政府間で協調せずに政策決定をおこなうと、地域間で税率の引き下げ競争が発生する可能性がある。その結果、社会的に見て最適とされる公共支出を賄うだけの税収が確保できないという状況が生じうる。

各地方政府の観点からすると最適な政策決定を行っているようにみえても、全体でみると供給水準が社会的に必要とされる水準を下回る可能性がある。経済学ではこの現象を「底辺への競争 (Race to the bottom)」と呼ぶ。

地方政府の決定は、住民や企業の地域間移動を引き起こす可能性があり、その結果、地域間を移動する人や企業をめぐる地方政府間の政策競争が地方分権では生じる。これは、主な政策決定者が中央政府であった

「底辺への競争」 招く危険性も

名古屋経済大学
経済学部准教授

焼田 紗



やきた・さやか 公共経済学。名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。博士(経済学)。1982年生まれ。

行うとしよう。そして、その政策決定が他の地域の住民や地方政府に影響を与えていたとしても、他地域に与える影響を考慮しないで各地方政府が政策決定を行う場合、どのようなことが起こりうるだろうか。

一般的な例として、法人税の引き下げ競争を考えてみる。いま、ある地域の地

方政府が企業誘致のために法人税の引き下げを行った場合、企業の地域間移動が起こり、移動元の地域では企業の流出により税収が減少するかもしれない。このとき、税収の減少を回避し

る。地域間で子育て支援に関する給付水準が異なる場合は、給付水準が高い地域へ子育て世帯である若年層が流入するだろう。一方で、若年層が流出した地域では税収が減少し、給付水準を引き下げざるを得なくなるかもしれない。そのような地域では若年層の流出がますます進む可能性もある。

地方政府間の政策競争にはこのような問題も存在する。地方分権を進めるにあたっては、政策競争によって生じる問題についても考慮する必要があるといえる。

